

## 第6次富士宮市総合計画策定支援業務仕様書

本仕様書は、富士宮市が委託する「第6次富士宮市総合計画策定支援業務委託契約」に関し、必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めるものである。

### 1 業務名

第6次富士宮市総合計画策定支援業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 業務の目的

本市は、平成28年3月に第5次富士宮市総合計画を策定し、各施策を計画的に進めているところであるが、令和7年度末で計画期間が終了することから、第6次富士宮市総合計画（以下「次期計画」という。）を策定するものである。

また、本市の人口減少対策の基本的計画である「第2期富士宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）についても、次期計画に統合する。

本業務は、人口ビジョンをはじめとする次期計画の策定に必要な調査分析や意見集約を適切に行うことで、新しい時代にふさわしいまちづくりの指針とするとともに、策定後の周知啓発や進行管理を効果的・効率的に実施することを目的としている。

### 4 計画策定における基本的な考え方

次期計画の策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組む。

#### (1) 重視する点

##### ①重点事項や優先順位が明確で、戦略性に富んだ計画づくり

現行の計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重点的に取り組むことや優先して取り組むことを明確化するなど、戦略性に富んだ計画づくりを行う。

##### ②社会経済環境の変化や地域が抱える課題に対応した計画づくり

本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、時代の潮流や社会経済環境、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応した計画づくりを行う。

##### ③市民協働による計画づくり

総合計画に対する関心・理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行う。

##### ④市民に分かりやすい計画づくり

計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現で計画づくりを行う。

##### ⑤実現性・実効性を確保した計画づくり

将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行う。

#### ⑥ P D C A サイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり

P D C A サイクルを活用した適切な進行管理や施策の成果を明確に把握するための指標等を用いるなど、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

#### ⑦ 上位計画、個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

特定の行政課題に対応するため、法令等に基づき策定された国、県等の上位計画、国土利用計画富士宮市計画や各分野の個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに整合性のある計画づくりを行う。

### (2) 配慮する点

#### ① 現行計画（第5次富士宮市総合計画）の検証

現行の計画の執行状況や成果指標に基づく目標値の達成状況、将来に向けた課題、問題点等を的確に分析する。

#### ② 将来における行政需要の想定

将来予想される課題、新たな行政需要を可能な限り想定し、それに対応する施策及び事業を計画に取り入れる。

#### ③ 総合性の確保

各行政分野の施策、事業が一体となって総合的な行政効果が発揮できるよう、施策間、事業間相互の関連性を十分に検討するとともに、有機的な連携に配慮する。

#### ④ バックキャスト方式の採用

最初に目標とする将来都市像を描き、その将来都市像を実現する道筋を未来から現在へとさかのぼって考えるバックキャストの手法を用いて計画の策定を進める。

#### ⑤ S D G s（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す国際目標の達成への寄与及び本市が目指す「富士山を守り、未来につなぐ富士山 S D G s」の実現に向けて、S D G s の視点を踏まえた取組を推進する

#### ⑥ 情報の公開

広報ふじのみや、市ホームページ等を活用し、計画策定における進捗状況について、適時公開する。

## 5 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

## 6 計画の概要

次期計画の構成及び期間は、次のとおりとする。

### (1) 基本構想

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるもので、期間を概ね10年とする。

## (2) 基本計画

基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示すもので、期間を5年とし、必要に応じて見直す。

次期計画では、基本計画の一部を総合戦略として位置付けることから、その効果検証・進捗管理が容易かつ適切に実施できるような工夫が求められる。

## (3) 実施計画

基本計画で定めた施策を推進するための事業を示すもので、期間を3年とし、ローリング方式で毎年度見直しを行う。

## 7 業務の内容

次期計画策定業務は、総合計画の策定において概ね必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案に応じて調整を行うものとする。

### 次期計画策定業務

年 度	業務内容	概要
R5	基礎調査・基本フレーム作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本部門別基礎データの収集、整理、専門分析、報告書の作成。</li> <li>国・県・市の各種計画及びプロジェクトの整理。</li> <li>調査・分析結果を庁内会議で説明。</li> </ul>
	問題点・課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>現計画における問題と課題の抽出とその整理。</li> <li>各々が抱える課題の把握、整理。</li> <li>現計画の評価のために必要なフォーマットを作成し、評価内容について資料とりまとめ。</li> </ul>
	庁内策定会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画運営支援（職員を主体的に参加させるための企画）</li> <li>R5~R7で策定会議7回程度、ワーキング幹事会7回程度、課題研究会10回程度</li> <li>会議資料の作成、進め方、組織づくりの助言、議事録作成（音声データ提供）</li> </ul>
	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート内容の助言、集計、分析、報告書の作成</li> <li>市民3,000人を対象、配布は郵送回収（発送・回収の手配、処理）。※発送費及び返送費は委託料に含まない。想定回収率50%</li> <li>インターネット回答フォームの作成。</li> </ul>
R6	人口ビジョンの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の国勢調査結果等を反映した人口の現状分析及び将来推計、財政の現状分析及び人口推計を踏まえた将来推計により、人口ビジョンを作成。</li> <li>人口減少に関するアンケートを実施。（市民2,000人を対象、配布は郵送回収（発送・回収の手配、処理）。※発送費</li> </ul>

R6		及び返送費は委託料に含まない。(想定回収率 50%) ・インターネット回答フォームの作成。
	地区別、関連組織別懇談会の開催	・地区別懇談会 5 回程度 ・関連組織別懇談会 7 回程度 (分野ごと) ・会議資料の作成、進め方、組織づくりの助言、議事録の作成
	市民まちづくり会議の開催	・8 回程度 ・会議資料の作成、進め方、組織づくりの助言、議事録作成
	市民提案の募集	・市内外の住民から、一定期間募集する ・結果集計、まとめ資料作成
	中学生、高校生会議の開催	・各 3 回程度 ・会議資料の作成、進め方、組織づくりの助言、議事録作成
R7	基本構想・基本計画・土地利用構想素案策定	・目指すべき将来像、まちづくりの理念、方向性、KPI の設定等の取りまとめを支援する。 ・各種様式の作成。 ・施策間のバランス調整等の支援。
	市議会への対応	・全員協議会等での報告用資料の作成。
	総合計画審議会の開催	・5 回程度 ・会議資料の作成、進め方、組織づくりの助言、議事録作成
	パブリックコメントの実施	・関係資料の作成
	印刷原稿の調整・印刷版下の作成 (デザイン含む)	・本編及び概要版の印刷原稿作成 (校正あり) 及びデータ渡し (市が指定する形式で提出)。
全体共通	業務進捗管理	・すべての工程において、適切な支援。 ・進捗管理に向けた各種様式等の作成。
	協議・打合せ	・業務開始時、中間、終了時の 3 回に加え、必要に応じ協議を行う。

## 10 成果品等

- (1) 各種基礎調査結果、人口推計データに関する結果報告書及び電子データ
- (2) 各種会議資料 (議事録、会議報告書等) 及び電子データ
- (3) 市民アンケート・人口減少に関するアンケート結果報告書 電子データ
- (4) 総合計画 本編 電子データ  
概要版 電子データ
- (5) 業務報告書 1 部及び電子データ

※電子データのファイル形式は、市が指定する形式とする。

## 11 業務の進め方

- (1) 受託者は、本業務を進めるにあたって、契約締結以降、進め方や資料確認などについて

て、富士宮市と適宜十分な打合せ、協議を行いながら進めるものとする。

(2) 本業務に関し市の所有する数値等のデータは、可能な限り提供するものとする。

本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。

## 1.2 権利関係

(1) 本業務に係る成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利は富士宮市に帰属するものとする。

(2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

## 1.3 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、富士宮市と受託者協議のうえ決定するものとする。